

05. 環境配慮指針（肥料製造業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が数多く寄せられています。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

| | | | |
|------|------------------|-----|---------------------------|
| ばい煙 | ボイラー、乾燥炉、焼却炉 | 粉じん | 混合工程、製品置場、製品の荷詰め作業 |
| 水質汚濁 | 工程からの排水、床排水、洗車排水 | 悪臭 | 原料置場、製品置場、工程からの臭気、排気口、焼却炉 |
| 騒音振動 | 空気圧縮機、荷物の積み下ろしなど | | |

悪臭の防止について特に御配慮ください。

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

| 区分 | 施設名 | 根拠法令 |
|------|---|------------------------|
| ばい煙 | ボイラー | 大気汚染防止法 ダクト類対策特別措置法 |
| | 乾燥炉 | |
| | 廃棄物焼却炉 | |
| 水質汚濁 | 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設 (原料処理施設、洗浄施設、圧搾施設、真空濃縮施設、水洗式脱臭施設) | 水質汚濁防止法 |
| | 化学肥料製造業の用に供する施設 (ろ過施設、分離施設、水洗式破碎施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設) | |
| | 産業廃棄物処理施設 | |
| 騒音 | 空気圧縮機及び送風機 | 騒音規制法、県条例 |
| | 集じん施設 | |
| | 冷凍機 | 県条例 |
| 振動 | 圧縮機 | 振動規制法、県条例 |
| 悪臭 | 動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する施設 (蒸煮施設、湯煮施設、真空濃縮施設、乾燥施設) | 県条例 |

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・施設・設備は、密閉構造のものを使用し、亀裂等により当該施設・設備より悪臭が漏れ出すことのないようにしてください。
- ・屋内で作業する場合は、窓や出入り口を閉め悪臭の発生防止に努めてください。
- ・敷地内及び事業場周辺の清掃に努め、粉じん及び悪臭の発生防止に努めてください。
- ・敷地内の床排水や洗車排水が直接敷地外へ流出することのないようにしてください。
- ・悪臭が近隣の生活環境に悪影響を及ぼす場合は、悪臭の処理施設の設置を検討してください。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）